

令和5年度 第6回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和6年3月22日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第二委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 令和6年度高齢者あんしん相談センター運営方針について

【資料第1号】

- (2) 令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

【資料第2号】

- (3) 令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について

【資料第3号】

- (4) 指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について

【資料第4号】

- (5) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う条例等の改正について

【資料第5号】

- (6) 研修受講費用補助に係る令和6年度新規事業開始について

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、石川 みずえ、今井 瑠璃

萩野 礼子、森田 妙恵子、木村 始、片岡 哲子、諸留 和夫、古関 伸一

鈴木 悦子、中西 喜久子、小倉 保志、太田 道之、岩波 康人

<事務局>

木内地域包括ケア推進担当課長、阿部介護保険課長、木村福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、田口健康推進課長、高齢者あんしん相談センター駒込新堀センター

長

<傍聴者>

1 人

1 開会

木内地域包括ケア推進担当課長：事務局の福祉部地域包括ケア推進担当課長の木内でございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今年度、最後の委員会となりますので、どうぞお願いいたします。

<出欠状況報告、配布資料の確認>

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、令和5年度第6回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は議題が5件ございます。限られた時間ですけれども、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力くださいますよう、お願いいたします。

まず初めは、議題1、令和6年度高齢者あんしん相談センター運営方針についてです。事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、資料第1号、高齢者あんしん相談センターの運営方針案についてご説明いたします。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第1号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、また、資料第1号の方針案について、ご質問、ご意見があれば、ご発言いただければと思います。はい、どうぞ。

諸留委員：文京区町会連合会の諸留です。教えてほしいんですけど、3ページの上から2行目に「併せてoff-JTを実施」って書いてあるんですけど、

この意味が、ちょっとまだポピュラーじゃないと思うんですよ。OJTってオン・ザ・ジョブ・トレーニングって結構ポピュラーになっていると思うんですけど、off-JTって私が浅学なために分かんないんですけど、この意味を教えてほしいんですけど。

木内地域包括ケア推進担当課長：今おっしゃられたように、仕事をしながらの中で指導育成していくのがOJTになりますので、それとは別に機会を設けて研修等を行っていくということになるかと思います。

平岡委員長：仕事の場以外のところで研修の場などを特に設けて行うのがoff-JTということでよろしいんですね。

木内地域包括ケア推進担当課長：はい。

失礼いたしました。この表現ではなく、もう少し分かりやすい記述のほうがよろしかったでしょうか。すみません。

諸留委員：OJTに対してのoff-JTなんですか。そうなんですか。この言葉は、世間一般に今はもうポピュラーなんですか。

木内地域包括ケア推進担当課長：一応言葉としてはあると思うんですけども、説明がちょっとこれでは分かりにくいということであれば注釈をつけるか、または、ほかの言い回しがいいかと承りました。

諸岡委員：分かりました。ありがとうございます。

木内地域包括ケア推進担当課長：はい。ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

そのほかの点でいかかでしょうか。どうぞ。

岩波委員：すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、3ページの5の見守り相談体制強化のところで、昨日、社会福祉会の会議があつて、太田委員はよく分かると思うんですが、民生委員がなかなか手がないという話が出て、その中でこれを見ると、民生委員の役目として独り暮らし高齢者見守りっていうふうなことを言われていた中で、いわゆるあんしん相談センターの専任職員の見守りと民生委員の見守りはどう違うのかと。それがあつたらちょっと教えていただければなと思ってご質問いたしました。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：民生委員さんをお願いしている見守りは、本当

にお近くの住まわれる方で気になる方がいらっしゃれば、区のしかるべきところにおつなぎいただきたいという見守りをお願いしているかと思うんですけども、高齢者あんしん相談センターには各圏域に2名から3名見守り相談員を配置しております。圏域全体をその2名、3名で全部すべからく見守るということは不可能ですので、民生委員さん、それから町会の方、あとは場合によってはサービスは使われていないけれども、そうですね。どういった方が……。やはり町会の方、民生委員さんが多いでしょうか。あとは警察の方とかもいらっしゃると思うんですけども、お近くで気になる方がいたら、高齢者あんしん相談センターの見守り相談員につないでいただく。つないだ先に包括のあんしん相談センターの相談員が必要な支援、社会資源につないでいくという2段階のような役割分担でやっているかと思います。

平岡委員長：はい、どうぞ。

諸留委員：私の理解するところでは、民生委員さんの仕事として、具体的に何かするというのは難しいと思います。だから、何か困った人とか、そういう助けが必要な人がいれば、区役所だとかそういうところに連絡するなどして、その橋渡しみたいなのをやる。実際にそういう具体的に助けようとか、世話しろとか、そういうのは難しいと思います。。だけど、話し合い員さんっていうのはやっぱりそれを行って、実際、具体的に話をしたりすることでやる仕事じゃないかと私は理解しているんですね。

平岡委員長：どうでしょうか。はい。

瀬尾高齢福祉課長：高齢福祉課長です。高齢福祉課のほうで話し合い委員のお願いはしてまして、福祉政策課のほうで民生委員をお願いしてまして、民生委員のほうは国のほうの法律があって民生委員制度というのが全国にありますね。民生委員、児童委員。話し合い委員のほうは、結構これは文京区独特で、古くから制度としてはあって、本当に特殊といいますか、気持ちがある方とか、話を聞いていただくというのがまず第一なので、割とご高齢の方だと昔話とか、いろいろ思い出話をなさる方もいて、そういうのを聞いていただくというのが、寄り添っていただくというお仕事になります。なので、場合によってはそこで困ったケースなどがあって高齢福祉課につないでいただくところもありますが、民生委員さんと同じような部分としては、まず気づいていただくって

ということになっています。あんしん相談センターにお願いする見守り相談員の方々は、もう専門職として、お仕事として区からお願いしていますので、その辺りは相談を受けた方が全部解決するというわけじゃなくて、区の高齢福祉課の相談窓口とつながったりとかして、必要な支援につなげていくっていう、より専門職としてお願いしているという違いがございます。今のでどうでしょうか。

平岡委員長：よろしいでしょうか。どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：加えて、一番大事なのが実態調査、実態把握をあんしん相談センターの見守り相談委員はしておりますので、3年間をかけて、サービスにつながっていないような高齢者の方のご自宅を訪問するなどして状況を把握しております。なので、先ほど諸留委員がおっしゃったとおりに、民生委員さんが訪問して把握してくるというよりは、民生委員さんは普通の活動の中で気になった方を包括など関係機関へつなげていただくっていう見守りをお願いしております。高齢者あんしん相談センターの見守り相談員は積極的に実態把握もしますし、皆様からの情報をいただいた分については、必要などころの支援につなげるというような役割を専門職が担っているという違いはあります。

平岡委員長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのほかの点についてはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

小倉委員：公募区民、小倉です。

教えていただきたいのが、4番の介護予防ケアマネジメントの今般、付け加えた介護予防支援事業の指定を受けた居宅介護支援事業者との連携という。僕、ちょっとよく分からなくて、イメージが分からないんですが、居宅の方って元気な方で、あんまりその介護予防ケアマネジメントを欲しているようには思えないんですけれども、そういう居宅の方へ向けての介護予防のマネジメントというか、連携っていうのは、具体的にどんな場合なんだろうってのがちょっと分からず、お教えいただけないでしょうか。

平岡委員長：まず、ここの文章の何を指しているのかっていうことですよ。それを確認していただいて。

瀬尾高齢福祉課長：高齢福祉課長です。

具体的な居宅介護と居宅以外っていうところで、施設に入っていない方が居宅という、施設介護以外の方が在宅ですね。そういった考え方になるので、在宅で介護を受けていらっしゃる方も当然いらっしゃるって、訪問介護とか、看護とか、そういったものを使いながら、あとは小規模多機能とって、通いと泊まりと訪問、その方法で、施設に入ることなく在宅で介護を受ける方。あとは、全くの要介護になっていなくて、要支援の段階で、ご自宅で予防って今、国がすごく広めているんですけど、介護にならないように機能を維持していくって意味では、予防的な取組を行う介護支援事業所に手を挙げてもらったところに指定するっていうのが新たな動きとして出てまいりました。それで、今回新しく介護予防をやるっていう、おっしゃっていただいた介護予防、介護事業者さんを指定するというのが一つ仕組みとしてできましたので、そことも連携していくっていう文章表現になっています。

阿部介護保険課長：介護保険課長です。

今回、制度改正の関係で、これまでケアマネさんがいる居宅介護支援事業所では、介護予防支援は、高齢者あんしん相談センターで対応していましたが、要支援の方の予防ケアプランを立てられなかったという仕組みがあったんですが、今回の制度改正で、居宅介護支援事業所でも介護予防支援の指定を受ければ予防ケアプランを立てることができるようになるということで、同じ方が要支援になればあんしん相談センターのほうに移って行って、また、要介護になれば居宅介護支援事業所に移らなければいけないというような、そういった制度上のところがあったんですが、今回その事業所が両方の指定を受けることで、同じ利用者の方が要支援になっても、要介護になっても、引き続き同一の職員の方から、ケアマネさんからそういったモニタリング等を継続的に行っていたりするような、利用者からすればより利便性が向上するような制度改正が行われたというところが、全般的に変わってくるようになりますので、そういった介護予防支援を受けている事業所と高齢者あんしん相談センターは連携を取るとというような、この趣旨の説明になってくると思います。

平岡委員長：ケアマネジメントが非常に複雑になっていまして、介護給付、介護サービスを受ける場合と介護給付の場合と予防給付の場合と、それからこの介護予防生活支援事業のサービスを利用する場合と複雑になっているということ

で、予防給付と介護予防支援事業のサービスと両方受けるとかいろいろあるので複雑になっていると思うんですが、これは介護予防ケアマネジメント、これは地域支援事業の一環として行っているものですね。それについて、居宅介護支援事業者に委託をするということを積極的に行っていくという話なんですか。

木内地域包括ケア推進担当課長：今、既に一部委託ということで、今日もこの後の議題に挙がってくると思うんですけども、今度、制度として新たに区が指定した事業所に関しては委託ではなくて、その指定事業所がプランを立てることができるというようになります。ただ一方で、そのプランを立てていただく事業所とあんしん相談センターは常に連携を図っていくという必要があるために、この文言を加えました。今までは委託していたものが、事業所が指定を受けてあんしん相談センターと同じようにプランを立てることができるというように変わりますので、両者が連携していく必要があるという意味合いになっております。

平岡委員長：ありがとうございました。

それで、もしそのパターンを利用される方は、要介護になった場合にはそのまま利用者がケアプランを、ケアマネジメントをやっていただくということも可能になると、スムーズにそちらに移行ってというようなプロセスになったかと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は、この議題があるということなので、あんしん相談センター駒込のセンター長である新堀センター長にご出席いただいているんで、もしよろしければ何か付け加えて説明していただければお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうぞ。

新堀高齢者あんしん相談センター長：高齢者あんしん相談センターの新堀と申します。よろしく願いいたします。

せっかくご指名でございますので、一言付け加えさせていただきますと、これまで高齢者あんしん相談センターというようにお名前を区民公募でつけていただいて、高齢者の相談窓口であるということの認識を深めていただいたのはいいのですが、今の流れは高齢者だけの支援ではなくて、全体、地域で見たい

こうというような流れに進んでおります。というわけで、私どもも 65 歳以上の方だけではなくて、障害の方との連携もありますし、認知症高齢者が安心して暮らせる地域っていうのは、多分、子供にとっても安心な地域なんだろうと。そうすると、高齢者だけが安心して暮らせるっていうわけではなく、皆さんが安心して暮らせる地域づくりというのはどうなのかなということを考えながら進めていかなければいけないということがありまして、重層的体制整備事業もありますけれども、最終的には、いわゆる地域共生社会の実現ということにつながっていくのかなというふうに思っているところで、駒込だけではなく、私どももほかの分野と連携していくことを進めていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございます。

この機会に、今ご説明いただいた点についてもご理解をいただければと思いますけれども、何かこの機会に質問しておきたいというようなことがあればご説明いただけると思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

では、この議題については以上で、次の議題に進むということでよろしいでしょうか。

では、議題 2 に進みます。令和 5 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録についてです。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、ご説明いたします。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第 2 号の説明>

平岡委員長：ありがとうございます。

それでは、今の点につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、この件については承認という扱いにしたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、議題の 3、令和 6 年度介護予防支援・介護予防ケアマネ

ジメント受託事業者名簿の更新についてです。事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、説明いたします。

＜木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第3号の説明＞

平岡委員長：ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これにつきましても承認といたしたいと思っております。

では、次の議題に進みます。議題の4、指定地域密着型サービス事業所等の指定状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：それでは、資料第4号をご覧いただきたいと思っております。

＜阿部介護保険課長より、資料第4号の説明＞

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。岩波委員どうぞ。

岩波委員：岩波ですけれども、福音会、白山の郷をやめてしまうとかっていう話が出ていなかったですか。これは残るんですか。その点をちょっと、この間、議題として出ていたんで、それが残って特養のほうをやめるとかっていうことなんでしょうか。

阿部介護保険課長：介護保険課長より回答させていただきます。

こちらの社会福祉法人福音会でございますけれども、昨年10月11日に区との土地建物の使用貸借契約の、5年間の使用貸借契約の契約解除の申出を受けてございまして、今、区としてそれを承認してございまして、期限としては令和7年4月11日付、その時点で使用貸借契約を解除するということになってございます。ですので、その4月11日までは現行のサービス、事業を継続して提供していただくということになります。今回、一応指定更新ということで、4月1日からまた6年という指定を受ける形になりますけれども、実質的には来年、7年4月11日の時点で一旦こちらの福音会による事業所のほうは廃止を

して、事業継承を受けた法人が新たに指定を受けて事業を継続するというような形の取扱になってくるかと思いますので、基本的に現行のサービスは継続して、事業継承者に引き継いで継続的にサービスを提供していただくということで、今現在ではその事業継承者の選定手続を進めているところでございます。そういう形で、利用されている方が継続的にサービスが利用できるように、今、区としては準備を進めているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。岩波委員、よろしいでしょうか。

岩波委員：はい、結構です。

平岡委員長：以上でこの件はよろしいでしょうか。

そのほか、お気づきの点があればお願いいたします。よろしいでしょうか。では、この議題は以上ということにいたします。

続きまして、議題の5、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う条例等の改正についてです。説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：介護保険課より、資料第5号をご覧いただきたいと思えます。

<阿部介護保険課長より、資料第5号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。どうぞ。小倉委員お願いします。

小倉委員：公募委員、小倉です。

人員のことでちょっと教えていただきたいんですけど、先ほど人員の設置が3対1のところ緩和されて、3対0.9になったというようなご指摘をいただいて、何のことで、また、どうして緩和になったのかなど。何か支障はないのかなということをちょっと私、心配したんですが、その辺を教えていただけないでしょうか。

平岡委員長：幾つかの点を挙げていただいたんですが、有料老人ホーム等の特定施設の話なのか、ほかの種類の実業所が入っているのか、それもちょっと確認させていただきたい。

阿部介護保険課長：介護保険課長がお答えさせていただきます。

先ほどご説明いたしましたのは、有料老人ホームのところの配置の基準のと

ところで、現行は3対1というところを、見守り機器等のそういったICT機器を活用して、利用者の安全確認、確保、そういったところが担保されるという前提で、その配置基準を0.9に緩和していいという改正が今回行われるというところになります。その趣旨は、事業者における生産性の向上というところで、人材確保が難しい各事業者の状況も国のほうで鑑みまして、ICT機器等を活用することで、その一部をそういう形で担保することで、職員の負担軽減等を図って、より適切なサービス提供につなげていくというのが今回の改正の趣旨でございますので、そういった中での緩和というところで考えてございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

その他の点でご質問、ご意見があればお願いいたします。

飯塚副委員長：その他でいいですか。

平岡委員長：はい。

飯塚副委員長：今日の議題にはないんですけれども、先日、介護保険事業の現状と今後の見込みという冊子が送られてきたんですけども、この中でよろしいでしょうか。

平岡委員長：はい、どうぞ。

飯塚副委員長：年々、特養だとか、有料の給付費用ですね、これが非常に上がってきているんです。いろいろと人員不足で施設の80%しか稼働していないっていう話もよく聞くんですが、文京区の現状はどうなのかっていうのが一つ。それとあと、この特養だとか施設関係を増やすと、満額使うわけですから、介護保険料も上がってくるというところで、文京区の介護保険料は東京都の中でどのくらいの位置にあるのかということの2点、ちょっと教えてください。

平岡委員長：ありがとうございました。

議題5の内容は一応終了ということでよろしいでしょうかね。ちょっとその他の点なんですけれども。差し支えなければご説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：介護保険課長です。

1点目の区内の特別養護老人ホーム等の入所率の関係でございますけれども、施設ごとに若干増減があると思っておりますけど、大体8割から9割程度の入所率というふうには認識してございます。ただ、その中で各施設のほうから伺っている話では、コロナ禍で徐々にその部分は回復している部分はあるんですけども、

やはり一番問題なのは、最近職員の方が離職をしてしまって、不足分を補充するためにいろんな人材紹介会社等に依頼して、あと派遣会社をお願いをして、そういった人材を確保する際の手数料とか、そういった部分の負担が結構重くなっているというようにお話を聞いております。そういったところで、全国的な状況でもかなり特養の、22年度のところでも半数以上はもう赤字というところの報道もされており、確かに厳しい状況にはなっているというところで、今回の報酬改定でそういった部分は増収もされる部分ではありますが、まだどこまでそこは改善していただけるか、その部分は推移を見守っていかなければいけないと考えております。

それから、2点目の次期介護保険料、文京区の場合の基準額は6,107円ということになってございますが、23区の状況を比較した中では、どちらかというところ下のほうから数えて五、六番目ぐらいのようなところに位置づけとしてはなっていると考えております。要するに、高いところはもっと6,900円とか7,000円に近いような基準額を設定している区もありますので、なるべく文京区としては介護給付費準備基金を今回10億円活用するというところで、現行6,020円という基準額を6,107円ということに、急激な上昇を抑えるようにその基金を活用することで対応し、今、次期の保険料については設定していく予定でございます。冊子のほうはお送りするのは4月ぐらいになってしまうかもしれませんが、そういう形で保険料のほうは設定して、次期の計画はスタートしていくと考えております。

平岡委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

飯塚副委員長：はい。

平岡委員長：

それでは続いて6番目の議題ですね。研修受講費用補助に係る令和6年度新規事業開始についてということで、では、ご説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：こちらは、介護保険課よりご説明させていただきます。

令和6年度から新たに、3点ほどありますが、一つ目は介護支援専門員、それから主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費、これまでは、各自己負担で受講されていたかと思うんですが、区内でそういった居宅介護支援事業所、それからケアマネさんが他区へ移ってしまうとか、そういうような状況で

なかなか不足しているというお声を聞く中で、何とか確保策というところで、今回、研修の受講費用に対して、補助率 10 分の 10 で、個人申請になるかと思えますけれども、そういう形で支援をすることで、より区内で定着して事業を継続していただけるように、この補助制度を設けさせていただいたところがございます。これが一つ目でございます。

二つ目が認知症介護基礎研修、こちらもそういった受講費用が、令和 6 年度から受講も義務付けされるというところで、1 回 3,000 円を見込んでございますけれども、こちらの受講費用も全額補助する形で、こちらについては法人で取りまとめていただいて申請をしていただくことを想定してございます。このような形でそういった受講が円滑に進むように制度を設けさせていただきます。

三つ目が奨学金や、公的資金、介護職員の方がそういった資金等を返済している経費に対して一部を補助するということを始めたいと考えております。こちらについては、10 月頃開始を予定してございます。現在、千代田区とか一部、東京都でもそういった事業の取組を行っている状況でございますけれども、そういった返済に困窮している介護職員の経済的な支援というところで、このような制度も併せて設けさせていただいて、文京区で定着して兼務していただけるような支援策を 6 年度から開始していきたいと思っております。これらの詳細については、今、要綱等を整備中ですので、また詳細が固まり次第、事業者向けの情報サイトですとか、あと区のホームページ等で周知をさせていただきながら、より多くの方に活用していただくように周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、以上の説明について、ご質問、ご意見あればお願いいたします。どうぞ。

飯塚副委員長：ケアマネの研修費、1 回に本当に 4 万、5 万とかかる、非常に負担が多かったんですけども、これを全額文京区で負担していただけると。非常にありがたいと思います。どうもありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

この 3 件の事業は既に予算化されているということで、実施に向けて準備中と。

阿部介護保険課長：はい。一応予算化をされてございますが、具体的な実施要綱等の制定手続を今、進めているところでございますので、そちらが整い次第、周知をさせていただきます。ほかの区で実際、東京都でもケアマネさん研修費用補助をスタートするという報道もされてはいますが、そちらは、補助率が10分の10ではなくて、もうちょっと補助率が低いようなところもございますが、文京区としては10分の10の補助率を実施することで、より文京区のほうに集まっていただくことを見込んでございますので、そういう形で支援をこれからも続けていきたいと考えております。

平岡委員長：はい、どうぞ。

岩波委員：多分、東京都の社会福祉協議会でやっているのは、その補助金っていうのを私も1回確認したことがあるんですけども、就労期間が6か月は勤めていただかなくちゃいけないという条件がついていたと思うんですけども、例えば就労期間とかそのような、当時は貸付金っていう形でやっていると思うんですね。だから、そのような期間を定めたと思うんですが、定めないんですか。

平岡委員長：はい、お願いします。

阿部介護保険課長：これまでいろいろ、これまでも初任者研修とか、実務者研修の受講費用補助とか、そういったところも実施してございます。そういった補助制度の中でも、大体何か月以上勤務してくださいとか、そういったところは一定の条件としては設けさせていただいておりますので、やはりできるだけ長く文京区のほうに勤務をしていただきたいという思いもありますので、そういった条件は設けさせていただいて、その条件に合致する方に申請をしていただきたいと思いますと考えております。

岩波委員：東京都とか、大体2年ですよ。

阿部介護保険課長：はい。

平岡委員長：よろしいでしょうか。今の新規事業に関して、そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

木村委員：ちょっと不勉強なんで教えていただきたいことがあるんですけども、目白台に東京大学の分院、東大病院があって、あそこの跡地に来年の2月にやる有料老人ホーム、それと、いわゆる介護付き住宅と、これができるというこ

とで、東大から三菱レジデンスが請け負ってやっているわけですが、どう
いう関わり方をするのか。というのは、その1階に地域コミュニティの広場を
提供するって話が来ていました。これは、町会絡みの話になっていまして、そ
の運用について、この間、第1回の打合せがあったんですが、そういう形の建
物が既に文京区内にもたくさんあると思うんですけど、文京区としてはどうい
う関わり方をしているのか、ちょっと教えていただきたいと思っています。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

阿部介護保険課長：有料老人ホームにつきましては、最近100人規模とか、そう
いった大規模な施設も新設が続いているというところもあります。やはりこち
らとしてはより適切な定員、100人は少し多過ぎるというところもありますので、
そういった定員をもうちょっと減らしてもらえないかとか、あと地域との関係
性、地域と仲良く、地域に親しまれる施設になっていただきたいというところ
で、そういう観点から、これまで何も、特にそういった基準等もなく来ていた
んですが、去年の1月から文京区でも有料老人ホーム設置基準を設けさせてい
ただいて、事前に設置を希望する事業者に対して、区に対して事前協議を行っ
ていただきながら、例えば定員のうち6割は区民の方を入れるとか、そういう
地域に配慮した運用をしてくださいとか、あと場合によっては福祉避難所の協
定を結んでもらったりとか、あとは災害時協定を結ぶような、そういった取組
を行ってくださいとか、義務ではないんですが、お願いする位置づけで事業者
に求める形で、適切な地域に根差した運営ができるようにこちらとしても取り
組んでいるところでございます。その中で、それを適用することで、定員につ
いては100人規模というのはなくなっただけでまいりましたし、最終的に認可をする
のは東京都で、この有料老人ホームについては文京区は中央部圏域に位置づけ
られておりますので、その中で都として需要数が満たしてなければ、そういっ
た新設の届出に対しては許可するという位置づけを取っている状況です。現在
では、その需要数はまだ満たされていないという状況ですので、区としては、
これからなるべく多く設置はしてほしいところではあるんですが、そう
いう形で設置事業者に対しては要請をする形で、区の要望も取り入れてもらい
ながら施設運営をしていただくような事業所に、そういった要請をするような
取組を今後続けていきたいと考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

では、予定されていた議題は以上ですけれども、その他、何かこの機会にご発言いただけることがあればお願いいたします。

岩波委員：よろしいでしょうか。

平岡委員長：どうぞ、岩波委員。

岩波委員：私が介護と医療の分野でやっていますもので、先日人づてに相談があったんですけども、実は独居の方で、少し認知機能があるものですから病院にどうしても連れていけなくちゃいけない。それで、ケアマネジャーに相談したところ、病院に行くまでは介護ヘルパーさん、生活支援の介護はできると。病院の中の部分については自費ですよというように言われたと。何を言いたいかというと、文京区ではたしか院内サービスということで、独居の方にそのようなサービスをやりましょうというようなことを決められておると。その中で、一つはケアマネさんがそういうことを知らないっていうのはちょっと困ったことですねということで、こういうふうな機会でありまして、皆さんこういう場であった情報については、各地域に戻って皆さんでこういうのは文京区でやっていますよっていうのを広めていただければ、このようなケースは少なくなるんじゃないかなと思って、できればここで、会議で出た文京区の施策なんかを地域に広めていただければと思って発言させていただきました。よろしくをお願いします。

平岡委員長：ありがとうございました。

そういうことで、情報提供というか、お願いということで、ありがとうございました。よろしいですか。

阿部介護保険課長：介護保険課のほうで、今のご指摘の事業、院内介助サービスというのを実施しているところでございます。このサービスの利用に当たっては、実際ケアマネさんがついていらっしゃる利用者の方であれば、ケアマネさん通じて事業をご紹介いただいて、病院内での介助に実際つなげていただくというところで、実施しております。高齢者のための福祉と保健のしおりの中でもご紹介をさせていただいたり、事業周知に努めているところでございますけれども、引き続きそういった制度については、また様々な機会をいただいて周知をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

平岡委員長：ありがとうございました。

よろしいでしょうか。そのほかの点はございませんか。

それでは、予定していた議題は以上で終わりましたので、それでは事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：3点ございます。

1点目は、年度初めに介護支援専門員の連絡協議会についてどのようにしていくかというのが度々議題に、話題に挙がってきているんですけども、経過のご報告なのですが、ケアマネ協議会に類似した場というのが文京区内には今はない状況で、各有志の自主グループの勉強会などは幾つかございます。年末に介護保険課のほうで行いましたアンケートでは、やはり他の事業所との情報交換ですとか、あとは悩みであったり、学びの共有の場、あとは区との意見交換の場などが欲しいというような意見もございましたので、全体の共有の場をつくることを目指して少しずつ、今、実際に有志で動いているところからのご意見も踏まえながら、あんしん相談センターと共同でサポートしながら声かけを行ってまいりたいと思いますので、引き続き次年度の地域包括ケア推進委員会のほうで進捗状況のほうを随時ご報告できればと思っております。

2点目ですけれども、こちらの委員会の皆様には、コロナ禍にある令和4年度、それから高齢者介護保険事業計画が今年度は策定年度ということで、この2年間にわたり委員会のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。様々な貴重なご意見を賜りましたので、この場をお借りして感謝申し上げます。

もう一点は、令和6年度はメンバーが少し入れ替わりまして、次は5月の下旬をめどに第1回目の委員会を開催したいと考えております。継続してご参加いただく皆様につきましては、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

今期の最終回の委員会ということでございます。委員の皆様、大変活発なご議論いただきまして、また、様々な形でこの区の行政にもご協力いただいていたと思います。ご協力に感謝申し上げます。

以上をもちまして、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。